

申請手続き前にご確認ください。

小山市排水設備指定工事店の 指定申請時の要件について

**小山市排水設備指定工事店の指定申請(新規・継続)を行うには、
以下の要件に適合する工事業業者でなくてはなりません。**

指定工事店の指定

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。(注1)
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 栃木県内又は市に隣接する市町村に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者(法人にあっては、代表者)が成年被後見人、被保佐人又は破産者であること
 - イ 工事業者又は当該工事業者の責任技術者が下水道法に規定により懲役の刑を課され、その執行の終了の日から2年を経過していない者又は同法の規定により罰金の処分を受け、若しくは条例第34条の規定により過料の処分を受けてから2年を経過していない者
 - ウ 指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めに足りる相当の理由がある場合
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当するものがある場合

注1 責任技術者とは

小山市排水設備指定工事店規則第2条第3号に規定する責任技術者として市長が認める者は、公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「建設技術センター」という。)が実施する試験に合格し、責任技術者名簿に登録したものとする。